

平成29年12月19日

各鉱山鉱業権者 殿

中部近畿産業保安監督部 鉱山保安課長

鉱山における重篤災害の多発について【注意喚起】

日頃から鉱山の保安確保に御尽力いただき御礼申し上げます。

さて、平成29年も残すところあと僅かとなりましたが、本年の鉱山における災害発生件数は12月15日時点で36件（罹災者29名）となり、第12次鉱業労働災害防止計画期間（平成25～29年度）中でも最悪の水準となっております。

また、本年3月には、重篤災害の発生が続いたことを受けて注意喚起の文書を各鉱山に発出致しましたが、その後も災害は増加の一途を辿っているため、今回改めて注意喚起の文書を発出いたします。直近では、11月は本年の月間で最多の罹災者数に並ぶ6件（罹災者5名）の災害が発生し、うち4名が重傷となっております。

さらに12月5日には、けい石鉱山において死亡災害（ミニローダーをバックさせた際、上から張り出したベルトコンベア下のアングルとミニローダーのハンドルに挟まれたものと推定。）も発生するという極めて憂慮すべき状況となっております。（別紙参照。）

これらの原因の多くは、現場における不安全状態に対する認識の甘さや慣れ、不注意によるものと推察され、現場全体に災害に対する保安意識の緩みが蔓延しているのではないかと改めて危惧しております。

つきましては、各鉱山鉱業権者又は鉱業代理人の皆様におかれましては、今一度、貴鉱山内において、別紙の資料や別途連絡させていただいている災害等報告を活用するなどにより注意喚起を促すとともに、リスクアセスメントの見直し及び鉱山労働者に対する保安教育の実施を行い、災害の未然防止に努めて頂きますようお願いいたします。

また、鉱山現場の幹部が請負業者の方々を含めた鉱山労働者と密にコミュニケーションを取るなどにより、鉱山労働者が常に保安意識を持ち、安全第一で作業にあたられますようお願いいたします。

なお、注意喚起の徹底と事故の再発防止の観点から、本文書を受け取ってから災害撲滅に向けて取り組んだ内容について平成30年1月24日（水）までに別添様式にて原則FAX（宛先FAX番号：052-961-8578）にて御報告いただきますようお願いいたします。

上記期限までに御報告ができない場合は、見込み等を以下の問合せ先に御連絡ください。

（※）本報告の具体的内容は、鉱山内で記録を残していただくようお願いいたします。

（例：本注意喚起を、鉱山内の幹部に会議等の場で周知した → 会議の議事録にその旨を記して保存）

【問合せ先】

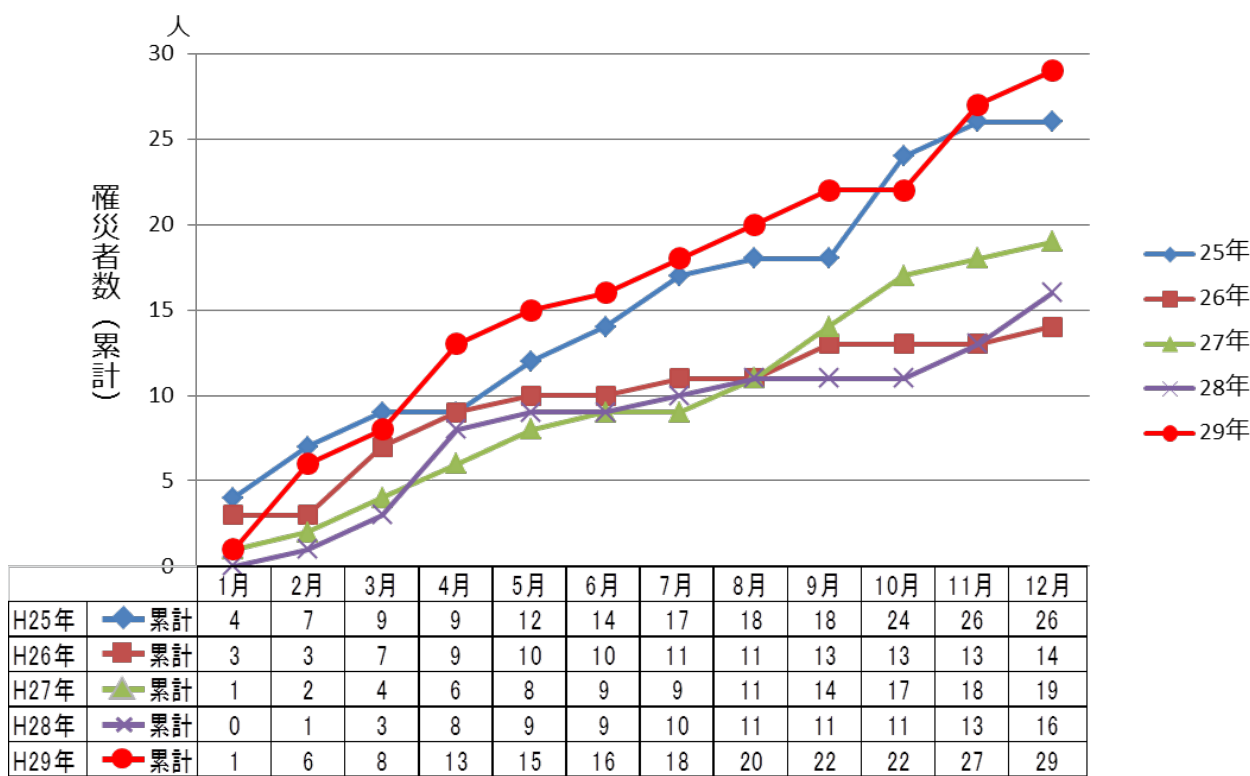
中部近畿産業保安監督部鉱山保安課（担当：安田、竹村）

〒460-8510 名古屋市中区三の丸二丁目5番2号

TEL：052-951-2561／FAX：052-961-8578

## 1. 鉱山における罹災者数の推移

## 月別罹災者数（累計）の推移（H25-29）



※29年は12月15日時点

※鉱山における罹災者数は過去5年でも最悪の水準になっている。

## 2. 11月以降の罹災者を伴う鉱山災害の事例

## (1) 11月の鉱山災害（罹災者5名（うち重傷者4名、軽傷者1名））

## ① 運搬装置のため（ベルトコンベア）：重傷1名

青森県内の石灰石鉱山において、ベルトコンベアのチェーン交換作業時、現場にあるスイッチの停止操作を忘れていたため、交換作業後、電気室の動力電源を投入した際にベルトが急に回り始め、まだ現場で清掃作業中だった作業員の右腕がテールプーリーに巻き込まれた。

## ② 運搬装置のため（ベルトコンベア）：軽傷1名

高知県内の石灰石鉱山において、製品試験用の試料を採取するためのオートサンプラーの確認に行った作業員が、試料の受け皿と整流板に手を挟まれた。

## ③ 落盤のため：重傷1名

北海道内の炭鉱において、坑内で落盤防止の作業をしていた作業員の左足甲に落石が当たり罹災した。

## ④ 劇物のため：重傷1名

岐阜県内の金属鉱山において、製錬工程の作業員の手足に苛性ソーダがかかってしまった。その後の洗浄等の処置が不十分だったため重傷化した。

## ⑤ 運搬装置のため（車両系鉱山機械）：重傷1名

岡山県内の非金属鉱山において、フォークリフトでフレコンバッグ（約1トン）を運搬中、坂道でフォークリフトが横転し罹災した。

(2) 12月の鉱山災害（罹災者2名（うち死亡者1名、軽傷者1名））

① 12月5日に発生した死亡事故

- ・ 事故発生日時：平成29年12月5日 14：30頃
- ・ 災害の要因：運搬装置（車両系鉱山機械）  
栃木県内の非金属鉱山において、ベルトコンベア下の堆積粉じんの清掃作業のため、ミニローダーをバックさせた際、ベルトコンベア下のアングル（鋼鉄製高さ約1.75m）とミニローダーのハンドルに体を挟まれたものと推定。
- ・ 罹災者の情報：  
プラント作業員の男性（22歳）直轄 勤続・担当職経験年数3年8ヵ月

<災害現場の写真> ベルトコンベア下のアングル



罹災者の使用していたミニローダー  
(キャビンやヘッドガード、バックミラー等がない)



罹災箇所周囲にあるガイドアングルの高さ

② 運搬装置のため（車両系鉱山機械）：軽傷1名

埼玉県内の石灰石鉱山において、フォークリフトでフレコンバッグ（約1トン）を運搬中、後退している際にフォークリフトが横転し罹災した。